

金剛中央公園・多機能複合施設等
整備運営事業

基本協定書
(想定案)

本案は公表時点のもので、変更される可能性があります

令和7年9月
富田林市

目 次

(趣旨)	3
(甲及び企業グループの義務)	3
(特定事業契約の締結等)	3
(違約金)	5
(準備行為)	5
(特定事業契約の不成立)	6
(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	6
(秘密保持義務)	6
(本協定の変更)	7
(管轄裁判所)	7
(本協定の有効期間)	7
(準拠法)	7
(誠実協議)	7

金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業

基本協定書（案）

金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、富田林市（以下「甲」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び●●（以下、これらの[●●●]者を個別に又は総称して「乙の構成員」という。）で構成されるグループ（以下「乙」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下、個別に又は総称して「特定事業契約」という。）の締結に向けた、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

- (1) 甲と乙の間で締結される金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）
- (2) 甲と本事業のうちの統括管理・設計・建設業務の遂行者としての●●[及び●●]の間で締結される金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）（以下「設計施工一括契約」という。）
- (3) 甲と本事業のうちの統括管理・維持管理・運營業務の遂行者としての●●及び●●の間で締結される金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業指定管理者基本協定書（以下「指定管理基本協定」という。）
- (4) 甲と本事業のうち Park-PFI 事業の遂行者としての●●の間で締結される金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業 Park-PFI 実施協定（以下「Park-PFI 実施協定」という。）

（甲及び企業グループの義務）

第2条 甲及び乙は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 乙は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる甲の要望事項を尊重する。

（特定事業契約の締結等）

第3条 甲及び乙は、募集要項（本事業に関し令和7年●月●日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料並びに付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。）に添付の特定事業契約書案の形式及び内容にて、特定事業契約を締結するべく

最大限努力する。

- 2 甲は、募集要項に添付の特定事業契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、甲は特定事業契約の全部又は一部を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定する、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙の構成員が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙の構成員（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特定事業契約の締結までに、乙の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、特定事業契約の全部又は一部を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（乙の構成員が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙の構成員が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙の構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、甲が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 特定事業契約の締結までに、乙の構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、未締結の特定事業契約の全部又は一部を締結しないことができる。
- 6 甲は、乙の構成員のいずれかが本条第3項各号、第4項各号のいずれか又は前項に該当するときは、本協定を解除することができる。本協定の規定に基づき本協定が終了（解除による場合を含む。）したときは、甲及び乙は、協議の上、締結済みの特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

- 第4条 乙は、乙の構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、甲が特定事業契約の締結如何又は本協定の解除をするか否かを問わず、違約金として、企業グループが提案書類（企業グループが公募手続において甲に提出した応募提案、甲からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した【本件事業の提案価格（税抜）を記載】にこれらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、乙の構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の場合において、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、乙は、その差額を甲の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、乙の構成員は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

- 第5条 特定事業契約の締結前であっても、乙は、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(特定事業契約の不成立)

- 第6条 富田林市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第4号)第2条の規定による契約の締結及び富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年6月条例第17号)第4条の規定による指定管理者の指定が富田林市議会において否決されたことにより、設計施工一括契約及び指定管理基本協定並びに Park-PFI 実施協定の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の場合を除き、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

- 第7条 甲及び乙は、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の地位並びに本協定上の権利及び義務の全部又は一部につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

- 第8条 甲及び乙は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は乙との間で守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する乙の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 甲が、本事業にかかる各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、大阪地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての特定事業契約が締結されて本契約となったときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、富田林市財務規則（昭和39年12月規則第16号）によるほか、その都度、甲及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

(甲)

大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市

代表者 富田林市長 吉村 善美 印

(乙)

(住所)

[]会社 (代表企業)
代表取締役 印

(住所)

[]会社 (構成企業)
代表取締役 印